

モルタル面及びプラスター面

7章9節：つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G) ノボクリーンビュー艶有（ゼロVOC仕様）

使用材料一覧表

規格 一般名称	商品名	ホルムアルデヒド 放散等級	希釈剤
1 JIS K 5663 合成樹脂エマルションシーラー	ノボクリーンシーラー	F☆☆☆☆	水道水
2 JIS K 5660 つや有合成樹脂エマルションペイント	ノボクリーンビュー艶有	F☆☆☆☆	水道水

塗装仕様

表7.2.4 モルタル面及びプラスター面の下地調整【RA種】

工程	塗料その他			面の処理
	規格番号	規格名称	種類	
1 既存塗膜の除去	—	—	—	ディスクサンダー、スクレーパー等により、全面除去する。
2 汚れ、付着物除去	—	—	—	素地を傷付けないようにワイヤブラシ等により、除去する。
3 ひび割れ部の補修	—	—	—	特記による。
4 吸込止め	JIS K 5663	合成樹脂エマルションシーラー	—	全面に塗り付ける。
5 穴埋め、 パテかい	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	ひび割れ、穴等を埋めて不陸を調整する。
	JIS K 5669	合成樹脂エマルションパテ	耐水形	
6 研磨紙すり	研磨紙P120～220			パテ乾燥後、表面を平らに研磨する。
7 パテしごき	JIS A 6916	建築用下地調整塗材	C-1	全面にパテをしごき取り平滑にする。
	JIS K 5669	合成樹脂エマルションパテ	耐水形	
8 研磨紙すり	研磨紙P120～220			パテ乾燥後、全面を平らに研磨する。

(注) 1.仕上材が仕上塗材の場合は、パテ及び工程4の吸込止めは、仕上塗材製造所の指定するものとする。

2.仕上材が壁紙の場合は、パテ及び工程4の吸込止めは、壁紙専用のものとする。

3.合成樹脂エマルションパテは、外部に用いない。

4.新規に塗装又は壁紙張りを行う場合は、RA種又はRB種とし、工程1に代えて素地を十分に乾燥させ、工程3を省略する。

5.塗替え等の場合は、工程4を省略する。

表7.9.1 モルタル面及びプラスター面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り【B種】

工程	商品名	色相	混合比率 (重量比)	希釈率(%) (重量比)	塗装方法	塗付け量 (kg/m ² /回)	塗装間隔 (20°C)
1 下塗り	ノボクリーン シーラー	白	—	10～20	刷毛 ローラー	0.07	2時間以上 1ヶ月以内
				20～30	スプレー		
2 中塗り	ノボクリーン ビュー艶有	各色	—	5～10	刷毛 ローラー	0.10	2時間以上
				10～20	スプレー		
3 上塗り	ノボクリーン ビュー艶有	各色	—	5～10	刷毛 ローラー	0.10	—
				10～20	スプレー		

(注) 1.新規に塗る場合は、A種又はB種とする。

2.押出成形セメント板面の下地調整は、表7.2.6IによるRB種又はRC種とする。

7.2.5 モルタル面及びプラスター面の下地調整

モルタル面及びプラスター面の下地調整は、表7.2.4により、種別は特記による。

特記がなければ、RB種とする。

7.9.2 モルタル面及びプラスター面つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

(a)つや有合成樹脂エマルションペイント塗りは表7.9.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

なお、天井面等の見上げ部分は、工程3を省略する。

(b)塗替えの場合のしみ止めは、特記による。特記がなければ、種別がB種及びC種の場合は、工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする。

なお、しみ止めシーラーは、塗料製造所の指定するものとする。

注意事項

* 上記塗付け量は国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版に掲載されている数値です。

そのため実際の塗付け量は被塗物の形状や、塗装方法、環境によって増減することがあります。

* 商品の詳細、塗装上の注意事項につきましては、カタログ、单品説明書などを参照ください。